

事前評価調書

I 事業概要																																																																																		
事業名	農業農村整備事業（たん水防除事業）																																																																																	
地区名	鷺田地区																																																																																	
事業箇所	額田郡幸田町大字菱池																																																																																	
事業のあらまし	<p>本地区は、幸田町北西部の低平地に位置し、一級河川広田川に排水している。地区の排水は常時は自然排水ではあるが、洪水時は鷺田排水機場による機械排水に依っている。</p> <p>しかしながら、鷺田排水機場は昭和 56 年度の設置から 30 年以上が経過しており、経年劣化に起因する排水機の機能低下、地区内開発による流出量の増加から、既存の排水施設では排水能力に不足が生じている。</p> <p>そこで、排水状況を改善することで、農業経営の合理化及び民生の安定を図る。</p>																																																																																	
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>農地の湛水被害を防止し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>（基準雨量：292mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p>																																																																																	
事業費	事業費		内訳																																																																															
	10.0 億円		■工事費 8.4 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 1.5 億円																																																																															
事業期間	採択予定年度	平成 28 年度	着工予定年度	平成 29 年度	完成予定年度	平成 34 年度																																																																												
事業内容	<p>排水機場 1 箇所</p> <p>・鷺田排水機場（φ1000×2 台）</p>																																																																																	
II 評価																																																																																		
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は幸田町北西部、一級河川広田川沿いの低平地にあり晴天時には自然排水が可能であるが、降雨時は広田川へ機械排水を行っている。</p> <p>一方、その後の地区内開発による流出量の増加や排水機的能力低下により、効率的な排水ができないおそれがあるなど、大雨による湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>昭和 56 年に設置された鷺田排水機場は 34 年が経過し老朽化が進んでいることから、湛水被害を防止するためには早急に改修し地区の排水能力の向上を図る必要がある</p>																																																																																
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>降雨時における排水を農業用排水機場に依存する地域であり、老朽化した排水機場を速やかに更新し排水能力を向上する必要があるため。</p>																																																																															
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td>←</td> <td>→</td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・機場工</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建屋工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機械工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・撤去工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="3">8.0</td> <td colspan="4">2.0</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	工種区分	調査・設計	←	→						用地補償		←	→					工事		←	→	←	→	←	→	・機場工		←	→					・建屋工				←	→			・機械工						←	→	・撤去工							←	→	事業費(億円)		8.0			2.0			
			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34																																																																									
	工種区分	調査・設計	←	→																																																																														
用地補償			←	→																																																																														
工事			←	→	←	→	←	→																																																																										
・機場工			←	→																																																																														
・建屋工					←	→																																																																												
・機械工						←	→																																																																											
・撤去工							←	→																																																																										
事業費(億円)		8.0			2.0																																																																													
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																																																																	
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p>																																																																																

	<p>【理由】 事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。</p>
<p>Ⅲ 対応方針</p>	
<p>事業実施が 妥当である。</p>	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>
<p>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>	
<p>■対象（事業完了後 年目） <input type="checkbox"/>対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 本事業は想定規模と同等の降雨がなければ、その効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。</p>	